

## 県民意見募集の結果及びそれに対する考え方

### 1 意見募集期間

平成 30 年 4 月 9 日 (月) から平成 30 年 5 月 8 日 (火) まで

#### (1) 提出方法

方法	意見数
郵便	0
ファックス	3
電子メール	1
計	4

#### (2) 居住地

市町村	意見数
名古屋市	2
尾張	0
海部	0
知多	0
西三河	1
東三河	1
無記入	0
計	4

#### (3) 年齢

年代	意見数
80歳以上	0
70歳代	2
60歳代	2
50歳代	0
40歳代	0
30歳代	0
20歳代	0
19歳未満	0
無記入	0
計	4

#### (4) 性別

性別	意見数
男性	3
女性	1
無記入	0
計	4

#### (5) 職業

職業	意見数
会社員	0
公務員	0
無職	4
その他	0
計	4

### 2 中間とりまとめに対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	頁数	御意見の概要	御意見に対する考え方
3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項 (1)各主体の役割の明確化			
1	5	県としての地球温暖化対策は何をするのか。県自体が多量排出事業者である。具体的に条例に規定しないのか。目標を定めて具体的な取組を規定している他県もあることは認識しているのか。規定したことによってこそ実効性を高めることができるのではないのか。	県は「事業者の立場として、事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施すること」(5頁)と記載しています。
2	5	県民、事業者の責務はあるものの、旅行者の協力を得る規定はないのか。地球温暖化問題は、愛知県内に来た時点で旅行者にも地球温暖化問題を意識した行動をしてもらうことが必要だと考えられる。	県民、事業者の責務として「温室効果ガスの排出抑制のために自主的かつ積極的に行動する」(5頁)としており、県民、事業者は旅行者の協力も得て積極的に行動すべきと考えております。 さらに、県は旅行者にも地球温暖化対策問題を意識した行動を促すように普及啓発を行うものと考えております。

## 県民意見募集の結果及びそれに対する考え方

3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項 (2)暮らしにおける地球温暖化対策			
3	6	地球温暖化問題は、省エネ行動と資源の無駄遣いを減らすことが抑制に繋がると考えられる。条文には規定されないのか。	「県民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、日頃から省エネ行動を実践することが必要」(6頁)であり「低炭素型ライフスタイルへの転換を図るよう努めること」(6頁)等と記載しており、ご指摘の点は内容的に含まれているものと考えています。
3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項 (6)温室効果ガスの吸収源対策			
4	10 11	地球温暖化対策で森林の重要性を挙げていますが他の項目に比べて考察のほどがやや少なく感じています。国土の70%は森林であり、二酸化炭素吸収と酸素放出の機能の重要性をもっと広く森林保全推進が地域活性化と過疎化防止、更には流域社会の活性も図ることが出来るかと思えます。水資源は大気と共に地球環境を守るうえでも重要であります。 この条例と戦略に大気汚染、資源のリサイクルと共に「森林と水と人」の視点を加えてみてはいかがでしょうか？	「地球温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制の取組の他に、森林や農地、緑地、草地土壌の吸収源としての役割を十分理解した上で、対策を講じていくことが重要不可欠」(10頁)との問題意識のもと、「県民、事業者は、相互に連携して森林の整備及び県産材の利用の推進に努めること」(11頁)とするもので、これはご指摘の趣旨と基本的に重なるものと考えています。
3 新たな条例に位置付けて各主体が取り組むべき事項 (8)気候変動の影響への適応			
5	11	気候変動に係る規定は、県内で異常気象に伴う熱中症や台風などが発生した場合、被害者から損害賠償請求されないのか。	気候変動適応法案で、地方公共団体は地域気候変動適応計画の策定や気候変動適応の情報の提供等に努めることが求められており、これに対応した規定を定めることが適当としたものです。
<その他>			
6	-	温室効果ガスの削減目標は規定しないのか。	削減目標は、条例に基づく計画の中で設定します。 (現在の削減目標:あいち地球温暖化防止戦略2030(2018年2月策定)「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」(3頁))

## 県民意見募集の結果及びそれに対する考え方

7	-	地球温暖化問題は、県内だけの問題では解決できないことから、国や近隣県との協力するような規定は盛り込まないのか。	地球温暖化対策を含む、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた「愛知県環境基本条例」に、「県は、環境の保全に関する施策で広域的な取組を必要とするものの実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする」(第21条)と既に規定しています。
<あいち地球温暖化防止戦略2030に対する御意見> (※)			
8	-	CO2削減には、まず火力発電をなくし、再生エネルギーへの転換をすることだと考えます。あいち地球温暖化防止戦略2030、P31の表中の火力発電の高効率化等の表現(考え方)をやめてください。	「火力発電の高効率化等」については、国の「地球温暖化対策計画」の対策・施策として記載したものです。 県としては再生可能エネルギーの利用拡大や、火力発電の高効率化等を発電事業者に促してまいります。
9	-	あいち地球温暖化防止戦略2030、P52コミュニティバスなどの公共交通の維持・活性化に努めますーとあります。であるなら県内市町村に対してしっかり予算補助をしてください。	当該記述については、市町村に期待する行動・取組等を記載したものです。御意見については、所管の部局へ周知します。

(※)今回募集した「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」に対する御意見ではないので、県としての考え方を整理したものです。